

## 厚生年金基金実務基準第2号

### 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

#### 第I章 財政運営基準の取扱い

付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理  
ドキュメント

付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特  
徴と選択にあたっての留意点

付録3 時価の定義について

付録4 様式の記入要領

## 第 I 章 財政運営基準の取扱い

### 付録 1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント

当付録 1 は、実務基準の制定時（平成 9 年）において検討した内容を記載したものであるため、その後の関連法令の改正等は反映されていないことに留意が必要である。

財政運営基準	論 点	備 考
<p>第 3-1-(1) 認識の考え方</p>	<p>○発生主義に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生主義に基づく考え方は、「決算年度内に発生した事象により生じる収益・費用を当年度中のものと認識する」ことである。年金数理人の財政検証の実務基準内容としては、この考え方に基いて各勘定科目が設定されていることを前提として財政検証を行う際の実務取扱を定めればよいが、特に給付関係の科目については、発生主義の考え方をブレイクダウンして表現、例示することとした。また「給付発生の認識は脱退時か裁定時か」との議論があり、実務基準では明示していないが本来は脱退時に認識すべきと解釈している。</li> </ul> <p>○例示したもの以外の勘定科目に関する発生主義の考え方を記載すべし、との意見があったが、発生主義を考慮した勘定科目については、通知（各勘定科目の摘要）に記載されており、財政検証の実務基準に記載した事項以上のことを表現する必要はないものと考えられる。ただし今後、実務基準に記載すべき具体事例があれば積極的に盛り込むこととした。</p> <p>○年度途中の清算については、財政検証の実務基準で記載する事項ではないと考えられる。当初は考え方の例示を数項目記載する方針であったが、「清算の例示については、年金数理人の財政検証の実務基準に記載する必要はない」との意見があり例示も全文カットすることとした。</p> <p>○支給開始日を超えた待期者の年金額については、発生主義の考え方からは費用計上すべきであると解釈している。（受給中の年金額のうち、2・3月分を費用計上することと同じ考え方）</p> <p>○「時効」の取扱いについては、「年金数理人の実務基準に記載すべき項目か」との指摘もあり、発生主義の考え方を表現している中で時効に触れるのは唐突感があるため、カットすることとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生主義の導入に伴い、過年度の精算金が生じる場合がある。その内容については厚生年金基金事務取扱基準（年発第 3323 号「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」の別添）の第 2 の 6 損益計算書附属書の「費用計上不足（超過）額明細書」及び「収益計上超過（不足）額明細書」により把握することとなるが、これらについては各年度の利源分析を正確にとらえることが必要な場合にはその発生源となった勘定科目（小分類）及び発生年月を基金でとらえておく必要があることに留意すること。</li> <li>・政府負担金については、計上した年金給付額とリンクする分を計上するものとした。</li> <li>・実務基準には記載しないが、清算を行う必要のある勘定科目（具体的には「1 経常収支」に含まれる勘定科目群）のみで、資金異動のない評価性の勘定科目（数理債務・資産評価調整額等）については清算する必要がないと解釈している。</li> </ul> <p>また、清算は年度単位で行えばよいものと解釈している。</p>

財政運営基準	論 点	備 考
<p>第1－(23) キャピタルゲイン</p>	<p>○運用コスト控除前のキャピタルゲインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簿価ベース収益は運用コストを控除したものを表すため、運用コストを含む収益のキャピタル分を区分した後、その比で簿価ベース収益を按分するものとした。</li> </ul> <p>①一般勘定の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般勘定の収益分配の他の資産種類との最大の相違点は最低保証の存在であり、最低保証を実施するためのリスクバッファを加味した収益分配にある。このような収益については、「単年度の急激な時価変動を回避する」数理的評価の主旨からみても、収益を区分することの意義に乏しいものと考えられる。</li> </ul> <p>②、③ 年金信託（合同口）、生保特別勘定（第一特約）の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、合同運用の資産種類について厳密にインカム・キャピタルに区分することは不可能である。その中で比較的合理的と思われるものが草案に記載した基準である。</li> <li>・キャピタルゲイン分を把握する目的は、時価移動平均方式における基準収益（＝インカムゲイン）を把握することにある。</li> </ul> <p>（基準収益＝簿価ベース収益－キャピタルゲイン） 従って、年度中の給付支払・解約等によって簿価ベース収益に解約損益が反映された基金については、解約損益のために基準収益が左右されないことを目的として、キャピタルゲインに解約損益をそのまま含めることとした。解約損益もインカム・キャピタル両方を源泉としていることは了解しているが、現実には解約損益は定期的に発生する収益ではないため、このうちの一部をインカムと認識することは基準収益をゆがめることとなり、現実的ではないと解釈している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャピタルゲイン」＝「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする事も可能としたい、との意見があったが、収益額に比べて固有報酬は無視出来ない大きさであり按分してでもキャピタルゲインからは除くべきと考える。</li> </ul>

財政運営基準	論 点	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、按分の分母である「当該ファンド全体の収益分配額」には解約損益は含まれておらず、個々基金への収益分配額の合計とファンド全体の収益分配額は一致する。</li> <li>・特に、年金信託合同運用口の収益の区分については実務上区分が困難であるとして、「合同口の収益は全額インカムとすべき」との案もあったが、時価移動平均方式の主旨からみて、全額をインカムと認識することは合理的に許容できるものではないと考えられる。また、「全額インカムと認識することも可、と並列で記載する」との意見もあったが、資産評価額を左右する「基準収益」の定め方について、（通知上で「いずれかの方法を基金が選択する」と記載されているものを除き）内容が大きく異なる複数の方法を並列的に基準書に記載することは、受託間の運用競争の局面において無用の誤解を招く恐れもあり、避けるべきと考える。 ただし現状では、当該区分方法につき運用部門からの合意が得られていない事情を勘案して、実務基準には、「インカム・キャピタルの区分は各運用機関で定める方法による」と表現することもやむを得ないこととした。</li> </ul> <p>○償還損益はインカムかキャピタルか、との議論があったが、資産取引を行わないと償還損益は得られない（償還は取引である）ため、原則としてキャピタルと解釈する。</p>	

財政運営基準	論 点	備 考
<p>第4-3-(4) 評価方法等の変更</p> <p>ーウ</p>	<p>○30%の根拠について 直接的にはダブらせることはできないが、人員変動による基礎率の洗い替えの目安が30%以上となっている点を考慮している。</p> <p>○実務基準では「運用の基本方針を大幅に変更するとき」の一つとして、 「シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合」 を挙げた。</p> <p>上記の「大幅な変更が及ぶ場合」という点については、本来であれば、その程度、水準を限定列挙することが、実務を遂行する上でのやりやすさに繋がるものとする。</p> <p>しかし、限定列挙することは、それ以外を否定することと同等であり、新基準導入後、(現時点では想定できない) 様々なケースが発生する可能性のあることを勘案すると、必ずしも好ましくない。</p> <p>よって、導入後はケーススタディとして補っていき、基準として明文化出来るものがあれば、その時点で明文化していくべきと考える。</p> <p>なお、この考え方は、 「自主運用の届出が行われた場合」 「自家運用の届出が行われた場合」 「運用規制の適用除外の認定が行われた場合」 にも言え、認可に伴う実際の資産構成の変動割合もポイントとなるところである。</p>	<p>・検証当初は、 「オールドマネーの30%以上あるいはニューマネーの30%以上のシェア変更が行われた場合」 としていたが、</p> <p>・シェア変更と運用の基本方針の変更とは直接的にリンクしていない。</p> <p>・オールドマネーの30%以上の変更を実際には捉えられない場合がある。すなわち、掛金シェアと給付シェアを分離させて定めている場合には、給付シェア(ストック部分に相当)の変更は、移動資産の実額を明らかにするに留まり、シェア変更の時点で全体資産に対する変更比率は、必ずしも認識する必要はない。よって、実務的には30%以上の管理が困難となる。</p> <p>といった意見があり、採用するに至らなかった。</p> <p>(6)のウとして、 「第4-1-(3)ーオ(繰り上げ計算)に該当し、変更計算を実施する場合」 を含めるか否かの検討がなされた。</p> <p>趣旨は、例えば財政上の資産評価として時価そのものを用いており、リスクの大きい資産の短期的な変動の影響で繰り上げ計算に該当するケースが頻繁に起こるような場合、評価方法の変更を認めようとするものであった。</p> <p>しかし、検討においては、評価方法の変更の趣旨は、あくまで資産構成の変動を前提とすべきものであり、上記基準は趣旨にそぐわないものとして織り込まなかった。</p> <p>実際の運営上で上記のようなケースが続発し、重大な問題として認識されるようであれば、再度検討を行い、基準の設定の必要性について議論する事になる。</p>

財政運営基準	論 点	備 考
<p>第3-3-(3)-イ 未償却過去勤務債務 残高</p>	<p>○実務基準では原則的な償却の場合として 「基準日における給与の額（加入員数） ×特別掛金率（額） ×残余償却年数に基づく現価率」 と述べているが、例えば、事業所別に、過去法 でP. S. Lを管理しているケース等、原則に 当てはまらない償却方法を既に採用しているケ ースもある。 当基準はそれを否定するものではない。</p> <p>○定率償却における未償却過去勤務債務残高に ついて 実務基準にある 「期中で掛金変更を行っている場合、あるいは 当該事業年度が別の償却方法による償却を行っ ている場合においては、上記算式の控除部分の 式に関わらず、理論的に見込める額を使用す る。」 とは、例えば次の様なことを言う。</p> <p>(例) 前年度末基準として財政計算を行った場合 で、他の償却方法から定率償却に変更した場 合</p> <p>控除部分の式は</p> <p>基準日における給与の額（加入員数） ×特別掛金率（額）×1.2 ×年金終価率</p> <p>又は</p> <p>規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額 ×年金終価率</p> <p>となる。</p> <p>ここに、</p> <p>年金終価率：年間掛金を1とした場合の 年度末における終価率</p>	<p>→ 例えば <math>(1+i)^{1/2}</math></p>

付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点

1. 評価の方式について

以下のように分類されるが、資産の実質的価値を年金財政に反映させるという観点からいえば、時価が原則となる。

時価	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価額は時価そのものであるため、わかりやすい。 → 簡明さを選択のポイントとしたい基金への推奨方式</li> </ul>
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与える。</li> </ul>
数理的評価による方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価の大幅な変動を回避できること。 → 平滑化を選択のポイントとしたい基金への推奨方式</li> </ul>
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価との多少なりの乖離が伴うこと、及びその乖離が財政運営へ与える影響について、常に留意しておく必要がある。(例えば、時価では繰上げ計算に該当しないが、数理的評価額を適用したことで該当するケースもあること等。)</li> </ul>
低価法	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政的には、健全性を重視した財政運営となる。</li> </ul>
(留意点)	

2. 数理的評価の方式について

時価移動平均方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>インカムを基準収益とするため(あるいは基準収益を0とするため)、ベースとなる部分(基準収益)が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。 → 評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい基金への推奨方式</li> </ul>
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る(上回る)状態が続くと、この評価額は時価を下触れ(上触れ)した水準で推移する。(基準収益を0とした場合も同様)</li> </ul>
収益差平滑化方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると評価額は時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれることに留意すること。 → 時価水準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式</li> </ul>
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>この評価方式の導入当初は、基準収益率(時価ベース利回りの平均値)を算定する平均期間が短いため、時価の短期的な変動の影響を受けやすい。</li> </ul>

評価損益平滑化方式	
(特徴)	・ 簿価ベース収益を基準収益とするため、従来の簿価基準と比較的近い水準で推移する。 → 従来の簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点)	・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こるため、実現配当政策への配慮が必要となる場合がある。

※以上に挙げた内容は、決して方式の選択を一般論で縛ろうとするものではない。

したがって、基金の個別性を加味した選択が結果的に上記の内容に合致していないこともありうる。





財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>2. 保険資産</p> <p>(1) 保険資産とは、一般勘定・第一特約及び第二特約を言い、これらの各時価評価額の合計値。</p> <p>(2) 一般勘定は、当該事業年度末の残高を時価評価額と見なす。</p> <p>(3) 第一特約の時価評価額は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 2em;">第一特約の時価評価額          = 特約勘定単位の単価          × 保険契約毎の特別勘定単位数</p> <p>(4) 第二特約の時価評価額は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 2em;">第二特約の時価評価額          = 当該事業年度末の第二特約部分の時価</p> <p>3. 投資</p> <p>投資とは、年金特定金銭信託・有価証券及び預貯金を言い、これらの各時価評価額の合計値。</p>	